
*
* 令和 3 年度 第 9 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和３年度 第９回高梁市農業委員会総会会議録

- １． 令和３年１２月１０日 午後 １時３０分 招集
- ２． 令和３年１２月１０日 午後 １時２８分 開会
- ３． 令和３年１２月１０日 午後 ２時１５分 閉会
- ４． 会議の場所 高梁市役所 ３階大会議室
- ５． 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
１	深 本 文 雄	出	１１	小 野 貫 治	出	１	山 川 光 男	出
２	小 西 雅 己	〃	１２	瀬戸川 伸行	〃	２	中 村 進	〃
３	伊達 千鶴子	〃	１３	田 角 幸 正	〃	３	小見山 力信	〃
４	藤 本 久 也	〃	１４	小林 三十二	〃	４	石 田 義 雄	〃
５	中 曾 浩 徳	〃	１５	中 家 泰 雄	〃	５	平 松 伸 行	〃
６	岡 辰 登	〃	１６	清 水 健 治	〃	６	山 元 憲 民	〃
７	吉 岡 孝	〃	１７	江 川 泰 司	〃	７	吉 家 仁	欠
８	前 崎 輝 之	〃	１８	土 岐 康 夫	〃			
９	西 村 匡 弘	〃	１９	金 子 時 典	〃			
１０	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件 許 可
		第40号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第41号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 6件 決 定
8		署 名 委 員
		1 番 深 本 文 雄
		2 番 小 西 雅 己
9		議 事 の 内 容
		令和3年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録
		令和3年12月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員１９名、推進委員６名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和３年度第９回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。１番深本委員と２番小西委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第３９号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。３５番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３９号３５番朗読説明 － ３５番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑３筆１，１２６㎡です。譲受人の通作距離は、２．５ｋｍ以内、耕作面積は４，６８８㎡。家族４人中耕作人は２人、対価は１０ａあたり４万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 石田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地はしっかり管理されております。譲受人の方もしっかり管理される方なので何ら問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。３５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、３５番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に３６番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第３９号３６番朗読説明 － ３６番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田１筆１，０７９㎡です。譲受人の通作距離は１ｋｍ以内、譲受人の耕作面積は１２，２２７㎡。家族４人中耕作人は３人、対価は無償です。 これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中曽委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲渡人の方の実家は現在、空き家になっておりますが、昨年までは耕作されておりました。譲受人の方とは親族関係にありまして、この度、贈与ということになりました。問題ないものと思われます。ご審議をお願いします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３６番については許可とすることに決定しました。 次に３７番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３９号３７番朗読説明 － ３７番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田３筆１，５７２㎡と畑１筆１０５㎡の計４筆１，６７７㎡です。譲受人の通作距離は０．８ｋｍ以内、譲受人の耕作面積は２，０２０㎡。家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件の田については利用権設定が解約されております。現地の状況について、田については作付けされております。畑については果樹が１本植えられております。何ら問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長 小見山委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３７番については許可とすることに決定しました。 次に３８番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３９号３８番朗読説明 － ３８番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１，３８１㎡です。譲受人の通作距離は、１ｋｍ以内、譲受人の耕作面積は６，１８１㎡。家族４人中、耕作人は１人、対価は１０ａあたり５０万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の状況については、周辺もきれいに管理されておりますし、田も今まで作られていたように管理されていたので、問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議 長 岡委員	

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、３８番については許可とすることに決定しました。
	次に３９番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３９号３９番朗読説明 －
江草局長	３９番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆１，８２９㎡です。譲受人の通作距離は、０ｋｍ以内、耕作面積は７，４４４㎡。家族２人中、耕作人は１人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
金子委員	現地の状況については、田んぼで作付けされているということではなくて、猪が出てかなわないということで保全管理されていきました。譲渡人が成羽の方に出られているので、近所の譲受人が管理されていたものです。この度、正式に譲渡されるということになったもので何ら問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３９番については許可とすることに決定しました。
	次に４０番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３９号４０番朗読説明 －
江草局長	４０番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆３９３㎡です。譲受人の通作距離は、０ｋｍ以内、耕作面積は議案第４２号３番の利用権設定後に２，６９３㎡で、営農計画書の提出があります。家族２人中、耕作人は２人、対価は１０ａあたり９０７万４千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
山川委員	現地の状況については、狭くろしい場所なので、住宅をするにしても何をするにしても難しい場所になります。きれいに管理さ

議 長	れており何ら問題ないものと思われます。ご審議お願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４０番については許可とすることに決定しました。 次に４１番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３９号４１番朗読説明 － ４１番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆５２７㎡です。譲受人の通作距離は、０ｋｍ以内、耕作面積は１，２７４㎡。家族４人中、耕作人は４人、対価は１０ａあたり１９万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の状況についてですが、譲渡人のところが昔の庄屋さんで地主だったのですが、譲渡人は岡山に出られており管理できないので近所の人をお願いしている状況です。その中の１人が譲受人です。苗字は一緒ですが親族関係ではありません。この度、管理されている譲受人に正式に譲渡するものです。問題ないものと考えます。ご審議お願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４１番については許可とすることに決定しました。 次に４２番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３９号４２番朗読説明 － ４２番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。以前から利用権の設定をして採草地とし、利用されていたものです。申請農地は、田４筆３，２１１㎡です。譲受人の通作距離は、０．３ｋｍ以内、耕作面積は２７，５４５㎡。家族１人中、耕作人は１人、対価は１０ａあたり７万７千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

西村委員	現地の状況についてですが、利用権設定して利用していたものを解除して、次の世代の譲受人の方が正式に譲り受けるものであり、何ら問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。４２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、４２番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第４０号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。１０番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４０号１０番朗読説明 － １０番は、転用者が、申請農地を農地改良のため一時転用する案件です。申請農地は、田２筆５００㎡です。この農地の農地区分は、農振農用地となります。施設の概要は、農地改良５００㎡、盛り土の高さ１．５ｍ。一時転用期間は、R3.12.15からR4.3.31までになります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、石田委員の退席を求めます。
	（石田委員退席）
江川委員	それでは、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	現地については、周囲への影響があるようなところではなく、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１０番については許可とすることに決定しました。
議 長	石田委員の着席を許可します。
	（石田委員着席）
議 長	続きまして、関連がありますので１１番および１２番について事務局から一括説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４０号１１番及び１２番朗読説明 － １１番及び１２番は関連しており、１１番の転用者と、１２番の転用者が、申請農地を農地改良のため一時転用する案件です。申請農地は、１１番が田１筆９６４㎡のうち８００㎡、１２番は田２筆９６３㎡。この農地の農地区分は、１１番は第３種農地、１２番は農振農用地となります。施設の概要は、農地改良で全体計画面積１，７６３㎡、盛り土の高さ３ｍ。一時転用期間はR4.2.1からR5.3.31までになります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反

議 長 西村委員	転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、14ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	申請地については、川面駅から約300メートルの場所にあたり、市道に隣接する土地になります。一番下の田んぼは大雨災害の時に水に浸かってしまったということもあり、今回、盛土による農地改良をされるものです。周りの農地も12番の転用者が作られており、周辺への影響もないものと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。11番および12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
江草局長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、11番および12番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。32番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第41号32番朗読説明 －
議 長 山川委員	32番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、店舗兼共同住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆919㎡で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の工業地域で第3種農地となります。転用地の10a当りの価格は、2,176万円、施設の概要は、店舗兼共同住宅147.81㎡、駐車場・進入路771.19㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、12月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	現地の状況についてですが、差し支えがあるようなことは何もありませんでした。以前、該当の農地については陥没するようなことがあり、その時に土地を整備してからは、農地としては利用しておらず、きれいな状態で管理されています。何ら問題ないものと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。他に発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
	なしとの声がありました。32番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、32番については許可とすることに決定しました。
	次に33番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第41号33番朗読説明 －

江草局長		３３番は、転用者が、譲渡人から申請農地に使用貸借権を設定し、住宅用地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆９９８㎡の内２２０㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は無償。施設の概要は、木造平屋建て住居８１㎡。建ぺい率３７％です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１２月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員		事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この農地につきましては、譲渡人のところの農地で、周囲に何ら影響を及ぼすようなところではないので、何ら問題ないものと考えます。ご審議をお願いします。
議 長		現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長		（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長		なしとの声がありました。３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長		（挙手全員）
三宅書記		挙手全員ですので、３３番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第４２号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
		農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和３年１２月２０日、２、利用権の設定を受ける者は７名、３、利用権の設定をする者は７名、４、利用権の設定をする件数は６件、５、利用権設定面積は１３、２４６㎡となっています。６で各筆明細です。
議 長		－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － 事務局から説明がありましたが、１番から６番について発言をお願いします。
議 長		（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長		なしとの声がありました。１番から６番について一括で採決をとります。１番から６番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長		（挙手全員）
議 長		挙手全員ですので、１番から６番について決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第９回総会を閉会します。

令和3年12月10日

会 長 土 岐 康 夫

1 番 深 本 文 雄

2 番 小 西 雅 己